

## ■第3章 幸福追求権・法の下での平等

### 3.1.2 新しい人権の保障

#### p.65～66 第3段落に赤字の文章を挿入

なお、最高裁判所が憲法13条に基づき新しい人権として明示的に承認したのは、人格権としての名誉権（北方ジャーナル事件判決〔最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁〕）、プライバシーの権利ないしその一部としての肖像権（京都府学連事件判決）、個人情報公表されない自由（住基ネット訴訟判決〔最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁〕）、**自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由（性同一性障害者特例法違憲訴訟決定〔最大決令和5年10月25日〕民集77巻7号1792頁）、旧優生保護法違憲訴訟判決〔最大判令和6年7月3日民集78巻3号382頁〕のみである。**具体的には、北方ジャーナル事件判決は、「人格権としての名誉の保護」を憲法13条に基づき認め、京都府学連事件判決は、憲法13条が「国民の私生活上の自由が、……国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているもの」であって、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態……を撮影されない自由」を（「肖像権と称するかどうかは別として」と述べたうえで）13条によって保障されると判示した。住基ネット訴訟判決では、「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有する」と、**また、性同一性障害特例法違憲決定では、「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由……が、人格的生存に関わる重要な権利として、同条〔13条〕によって保障されている」と判示されている。**

## ■第7章 人身の自由

### 7.1.2 奴隷的拘束・意に反する苦役からの自由

p.162 小活字文章（\*）を赤字のように変更

\* 2025（令和7）年6月~~まで~~に改正刑法が施行され、刑事施設に拘置して刑務作業を行わせる懲役刑（~~改正前の刑法12条~~）は、刑事施設に拘置する禁錮刑（同13条）とともに廃止され、それらに代わり拘禁刑が導入され~~た~~。拘禁刑は、刑事施設に拘置し、改善更生を図るために必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うものである（~~改正後の~~刑法12条）。

## ■第8章 国務請求権・社会権——積極的権利

### 8.2.4 生存権の自由権的側面・制度後退禁止原則

p.181～182 第3段落～小活字文章を赤字のように変更

この点が争われたのが、老齢加算廃止違憲訴訟である。1960（昭和35）年以降、70歳以上の生活保護受給者に対しては、高齢者の特別な需要を考慮した一定額を加算した生活扶助費が支給されていたが、この老齢加算制度は2004（平成16）年度から順次減額され、2006（平成18）年度に廃止された。老齢加算制度の廃止は制度の後退ととらえることができるが、最高裁判所は、高齢者に老齢であることの特別な需要があるか否かや、廃止後の生活扶助基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持することができるか否かを判断するには、厚生労働大臣の専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権があることを認めたとうえで、同大臣の判断の過程・手続における過誤・欠落の有無等の観点から見て、裁量権の範囲の逸脱・濫用はなく、また、今般の廃止には激変緩和措置が用意されており、被保護者の期待的利益や生活への影響等の観点から見ても、裁量権の範囲の逸脱・濫用はないため、憲法25条1項等に違反しないと判示した（最判平成24年2月28日民集66巻3号1240頁）。一方で、生活保護費減額違憲訴訟では、物価下落を勘案してなされた生活扶助基準の改定について、物価変動率のみを直接の指標として用いたことに専門的知見との整合性を欠くところがあり、この点についての厚生労働大臣の判断の過程・手続には過誤・欠落があり、裁量権の範囲の逸脱・濫用があったとして、生活保護法3条、8条2項に違反すると判

示された（最判令和7年6月27日民集79巻4号1640頁）。

老齢加算廃止訴訟最高裁判決は、厚生労働大臣が、生活保護制度の専門家からなる委員会による意見などを考慮したうえで判断を行ったことなどに言及しており、裁量的判断の過程を審査したものであるといえる。また、生活保護費減額違憲訴訟最高裁判決では、専門的知見によれば参考資料にとどめるべきとされたものを直接の指標として用いることにつき、厚生労働大臣が、専門家からなる委員会による検討を経なかったことが、生活保護法違反との結論の事情の一つとされている。これらの判決のように、裁判所が、政治部門の裁量的判断の結果そのものを審査するのではなく、その判断過程に過誤や欠落があったか否かなどを審査する手法を、判断過程審査という（具体的には、国会や厚生労働大臣等が生存権を具体化する際に、本来当然に考慮すべき事項を考慮したか、考慮すべきでない事項を考慮しなかったか、さほど重視すべきでない事項に過大の比重を置いた判断をしなかったか、などを審査する）。この手法は、エホバの証人剣道実技拒否事件最高裁判決（最判平成8年3月8日民集50巻3号469頁）、参議院議員選挙区選挙の一票の較差の合憲性をめぐる最大判平成16年1月14日民集58巻1号56頁における亀山継夫裁判官ら補足意見2、呉市教研集会事件最高裁判決（最判平成18年2月7日民集60巻2号401頁）などでも用いられている。ただし、国民年金支給額減額違憲訴訟最高裁判決（最判令和5年12月15日民集77巻9号2285頁）では、国民年金の支給額を段階的に引き下げる立法府の判断（国民年金法の改正）は、著しく合理性を欠き、明らかに裁量権の範囲を逸脱・濫用したものであるということとはできず、年金受給権に対する不合理な制約であるともいえないと判示された（その補足意見では、行政裁量についての審査とは異なり、立法裁量に関しては判断過程審査は行わないことと、制度後退禁止原則が法律の憲法25条適合性の審査において参照しがたい旨が述べられている）。

## ■第 11 章 内閣と行政権

### 11.1.1 行政権の概念

p.254 小活字文章 5 行目を赤字のように変更

消費者庁（消費者庁及び消費者委員会設置法 2 条）、~~こども家庭庁（こども家庭庁設置法 2 条）~~ が設置される

## ■第 12 章 裁判所と司法権・違憲審査権

### 12.1.4 裁判官

p.281 小活字文章第 2 段落を赤字のように変更

裁判官に対する弾劾裁判は、これまでに 9 人の裁判官につき 10 回行われ（2 回弾劾訴追された裁判官が 1 人いる）、~~8 人~~ について罷免判決が出されている（~~2024〔令和 6〕年 4 月時点で、1 人の事件について、裁判官弾劾裁判所に係属中である~~）。主な訴追事由は、私人間の紛争への関与、不適切な令状事務、政治的謀略への関与、性犯罪、ソーシャル・メディアへの私人の名誉を毀損する投稿などである。

### 12.4.5 違憲判断の方法

p.315 (1) 法令違憲判決の文章を赤字のように変更

(1) 法令違憲判決 最高裁判所による法令違憲判決としては、これまでに、次頁に挙げる図表のとおり、~~14~~ 件ある（~~2026〔令和 8〕年 2 月時点~~）。法令違憲判決には、法令の規定の全部を違憲とするもの（初期のもの）と、法令の規定の一部のみを違憲とするもの（近時のものの多く）とがある。

p.316 図の見出しを赤字のように変更

【最高裁判所による法令違憲判決】（~~2026〔令和 8〕年 2 月時点~~）

p.316 図の最後に次の判決を追加

**性同一性障害者特例法違憲訴訟判決**（最大判令和5年10月25日民集77巻7号1792頁）

性同一性障害者が性別を変更するための要件として、生殖腺がないことまたはその機能を永続的に欠く状態にあることを求める性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条4号は、憲法13条に違反する。

**旧優生保護法違憲訴訟判決**（最大判令和6年7月3日民集78巻3号382頁）

特定の障害等を有する者に対して不妊手術を行うことができる旨を定めていた旧優生保護法（現 母体保護法）3条1項1号から3号まで、10条及び13条2項は、憲法13条及び14条1項に違反する。

**警備業法欠格条項規定違憲訴訟判決**（最大判令和8年2月18日）

2019（令和元）年改正前の警備業法14条、3条1項の規定のうち、被保佐人であることを警備員の欠格事由と定める部分は、憲法22条1項及び14条1項に違反する。